

## 令和4年度大磯町教育委員会第11回定例会議事録

1. 日 時 令和5年2月16日（木）  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時34分
2. 場 所 大磯町郷土資料館本館研修室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長  
濱 谷 海 八 教育長職務代理者  
曾 田 成 則 委員  
トーリー 二葉 委員  
末 續 慎 吾 委員  
大 槻 直 行 教育部長  
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長  
波多野 昭 雄 学校教育課長  
柳 田 美千代 子育て支援課長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長  
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長  
北 水 慶 一 文化財活用推進担当課長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長  
片 野 剛 志 学校教育課企画調整担当係長  
田 中 恵 子 （書記） 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 須 田 幸 年 学校教育課デジタル教育推進担当主幹  
添 田 健 学校教育課人事担当主幹
5. 傍聴者 2名
6. 付議事項  
議案第18号 大磯町共同学校事務室設置規則  
議案第19号 令和4年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について  
議案第20号 県費負担教職員の任免に係る内申について
7. 報告事項  
報告事項第1号 令和5年3月補正予算における教育委員会関連予算について  
報告事項第2号 第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について  
報告事項第3号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について  
報告事項第4号 令和4年度文化財消防訓練の実施結果について
8. その他

## (開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和4年度大磯町教育委員会第11回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項3件、報告事項4件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

### 【令和4年度第10回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和4年度第10回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和4年度第10回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和4年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

本日の議事進行につきましては、まずはじめに、教育長が臨時代理処理した事項について、報告事項第1号として報告いたします。

続いて、議案第18号、議案第19号について審議した後、議案第20号が人事案件となりますので、報告事項第2号から第4号の順に扱い、最後に、議案第20号の順で審議を進めてまいります。

ご協力をお願いします。

### 【報告事項第1号 令和5年3月補正予算における教育委員会関連予算について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。報告事項第1号『令和5年3月補正予算における教育委員会関連予算について』、お手元の資料をご覧ください。

2月13日から開催されている、町議会3月定例会への令和4年度大磯町一般会計補正予算(第9号)のうち、教育委員会関連予算について、臨時に事務を代理し、町長へ申し出たので、規則の定めに従い報告いたします。

詳細につきましては、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号「令和5年3月補正予算における教育委員会関連予算について」、概要をご報告いたします。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

1ページから22ページをご覧ください。

議案第14号「令和4年度大磯町一般会計補正予算(第9号)」の議案書と説明資料でございます。資料21から22ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。

21ページの歳出でございますが、No.37の学校教育課、小学校費の学校施設・設備維持事業

で、電気料金高騰に伴う光熱水費の増、No.38 の学校給食運営事業で、中学生との交流事業に伴う小学校への給食費補助金の増、No.39 の学校給食施設・設備維持事業で、燃料費高騰に伴う増、No.40 の中学校費の学校施設・設備維持事業で、電気料金高騰に伴う光熱水費の増、No.41 の学校昼食運営事業で、事業費の執行見込み等を踏まえた補助金の減、No.42 の子育て支援課、幼稚園運営事業で、執行見込み額の減に伴う会計年度任用職員及び職員手当等の減、No.43 の幼稚園施設・設備維持事業で、事業見直しにより修繕料の減、No.44 の生涯学習課、生涯学習館維持管理事業で、生涯学習館集会室空調機改修による修繕料の増、No.45 の郷土資料館施設整備事業で、郷土資料館空調設備改修工事請負費執行（入札）残に伴う工事請負費の減。以上が予算計上した内容になります。

質疑応答の後、休憩動議が出され、本会議再開後、「議案第 14 号『令和 4 年度大磯町一般会計補正予算（第 9 号）』に対する修正案」が奥津議員ほか 1 名から提案されました。

23 ページから 25 ページをご覧ください。

教育委員会関連予算ではないものの、幼稚園に関連する内容として、歳出では、大磯町立幼稚園認定こども園移行事業として、設計委託料が予算計上されておりましたが、当該費用を削除し財政調整基金繰入金へ算入し、歳入の基金繰入金を減額する内容の修正案が審議されました。

採決では、可否同数のため、議長採決により修正案を可決し、修正部分を除く原案が可決されました。

令和 5 年 3 月補正予算における教育委員会関連予算の概要報告については、以上でございます。

なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださいよう、お願いいたします。

教育長） ただいま事務局から報告のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>

濱谷委員） 確認事項というよりも、もう少し教えていただきたいんですけれども、修正案が出されたということで、神奈川新聞も民営化、町営化が可否同数という内容が書かれています。この修正案のほうにも可否同数ということで、最終的に議長の判断によって修正案が可決されたということなんですけれども、まだ幼稚園のほうの民営化・事業化という結論が出ていない中で、この修正案が可決したという。ちょっと僕には理解ができませんけれども、その辺のところを分かりやすく教えていただければ有り難いんですけれども。

教育部長） 私も議事録が手元にございませんで、出席していた私の記憶になりますが、議会のほうからは、まず説明不足という部分と、提案理由を述べた議員からは、民営化に戻したいんだという意見があったように記憶しております。

教育長） 町長の提案が、十分に議員の方々に理解を得られていない部分があるというお考えの方が修正案を出された。6 対 6 の同じ数で、最終的には議長採決ということで、修正案が可決したということなんですけれど。設計をこれからしていくという予算を出すためだけでも、ちょっと待ったという。もっと説明しろという部分もあるでしょうし。

町長としては町営化ということで、昨年町長が就任されているので、やっぱりこれを何とか、町としてもみんな協力してやろうというのが、この最初の原案だと思うんですけど、修正案に替わってしまったというか、町長の提案が通らなかったという。今のところはそういうことですね。

濱谷委員） 町長の公約ということなんですけど、その辺は民意が反映したということで提案されたわけなんですけれども、この教育委員会定例会の中では、民営化という形で、我々は採否を示してきたわけでございます。とすると、この場において、なぜ町営なのか。教育長をは

じめ、部長からいろいろとお聞きしておりますけど、町長からの、この場の中における町営という説明というのはあり得ないでしょうか。

教育部長) その辺の方針につきましては、今回、先ほど報告第1号でさせていただいたときの教育長からのお話というか内容になりますけれども、何しろ今回補正予算を上げるにしても、教育委員会定例会を開く時間的な余裕もなく、報告案件になったように、教育長の臨時代理処理をしたような案件になっておりますので、時間的に余裕がなかったのは確かだと思います。

それとまた、こちらの予算につきましては、その先ほど申し上げたとおり、直接の、教育委員会費ではなくて、町部局のほうの予算の内容になりますので、その辺の加味もあります。当然、時間があればそういった説明の機会もあったのかなというふうには認識しておりますが、今回については、その時間的暇がなかったのかなというふうに判断しております。

以上です。

濱谷委員) ありがとうございます。了解です。

教育長) よろしいでしょうか。

町長のあれだけの投票というか、皆さんの支持を得て当選されてきたときに、町営にするという方々がみんな応援されておりますので、町営のメリットというか、そういうのはもちろん重々承知しているし、それから、令和6年4月から認定こども園がスタートするんだというところで、今ぜひ承諾してほしいという思いがあったんですけども、今のところは、ちょっと待ってという形になっているということです。

よろしいでしょうか。

その他、1月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

#### 【議案第18号 大磯町共同学校事務室設置規則】

教育長) それでは、議題に入ります。はじめに、議案第18号『大磯町共同学校事務室設置規則』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第18号『大磯町共同学校事務室設置規則』、本文については省略いたします。令和5年2月16日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第18号『大磯町共同学校事務室設置規則』の提案理由を説明いたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4」の規定に基づく共同学校事務室を設置するにあたり、新たな規則を制定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第18号『大磯町共同学校事務室設置規則』について、補足説明いたします。

説明資料の1ページ、規則の制定についての概要説明をご覧ください。

まず、「1 設置の目的」についてです。

大磯町立小学校及び中学校に係る事務の効率化、標準化等、効果的な事務処理体制を構築し、学校事務の共同実施によって事務機能の強化及び事務処理体制の確立を図ること。

また、事務職員が学校組織で唯一、総務・財務等に通じ、学校事務をつかさどる専門職であることを踏まえ、「チームとしての学校」の一員として学校教育の充実及び学校運営に参画していくことによって、教頭とともに校長を補佐する体制の確立を図ることが、目的でござ

ざいます。

次に、「2 組織の構成」についてです。

(1) 大磯町立大磯小学校、国府小学校、大磯中学校及び国府中学校のうちから共同学校事務室の拠点校を1校指定し、拠点校と連携して業務を行う共同学校事務室の連携校を指定します。なお、拠点校は国府小学校を想定しております。

(2) 構成員は、拠点校及び連携校の事務職員とします。

(3) 室員の中から共同学校事務室に教育委員会が任命する室長を置き、事務主幹又は総括事務主査をもって任命します。室長は、共同学校事務室を総括し、共同処理する事務を掌理するとともに、室員を監督します。

(4) 共同学校事務室の円滑な運営を推進するために、拠点校の校長及び室長、教育委員会事務局職員を構成員とする共同学校事務室運営協議会を設置します。なお、この共同学校事務室運営協議会は、学校長等の経営者会議の前に時間を取り、4月と3月の年間2回開催する予定です。

次に、「3 業務内容」についてです。

(1) 財務に関すること、(2) 文書管理に関すること、(3) 教職員の福利厚生に関すること、(4) 学校事務の指導助言に関すること、(5) 学校事務の効率化、標準化等の推進に関すること、(6) その他、学校運営全般に係る支援ならびに学校教育の充実のため、共同学校事務室で行うことが適当と認められること。

具体的には、年間18回程度の共同実施会議を設定し、事務職員が各校に集合して、共同で事務処理を行います。

さらに、室長が必要に応じて各校を巡回し、経験の浅い事務職員にOJTを実施したり各校の学校事務の支援を行ったりすることで、事務職員の育成及び資質の向上を図ります。

次に、「4 共同学校事務室設置後の大磯町立学校における学校事務モデル(案)」についてです。

こちらは、先ほどご説明しました組織の構成を図にまとめたものです。拠点校を中心に共同学校事務室を組織し、年2回開催する運営協議会において、共同学校事務室の円滑な運営について協議してまいります。

以上が大磯町共同学校事務室設置規則の概要となります。

次に、3ページをお開きください。

資料2「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋」でございます。この法律が平成29年3月に改正され、共同学校事務室が新たに制度化されました。

次に、4ページをご覧ください。

資料3「地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 抜粋」でございます。この施行令により、共同学校事務室の事務が規定されています。

次に、5ページをご覧ください。

資料4「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 抜粋」でございます。この法律により、共同学校事務室が設置されている学校には、加配の事務職員を置くことが規定されました。国府小学校には、学校事務を強化するための加配が以前から配置されていますが、共同学校事務室を設置することにより、この加配が恒久化されることとなります。

最後に、6ページをご覧ください。

平成30年4月に出された「学校の組織運営体制の在り方に関する参考資料」でございます。事務職員の役割と学校事務の共同実施について、記載されております。詳細はお読みいただければと存じます。

補足説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたので、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 今のお話を聞いて、平成30年にこの共同学校事務室の設置の法律ができたという話を伺いました。それがなぜ令和5年に設置をするのか、そここのところをご説明していただければ、有り難いと思います。

学校教育課長) 法律自体は平成30年に制定されていますけれども、その後、教育委員会と事務職員と再三協議を行った中で、今回制度化するに至ったという経緯でございます。

以上です。

濱谷委員) そこで議論がなされたところのポイントをちょっと説明していただくと有り難いと思います。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) やはり制度ができて、当時は事務職員も年数の長い方がいたりして、特にこの共同学校事務室をつくるというところまでは至っていなかったと。

ただ、ここ数年の中で、やはり事務職員の経験の浅い方、新しい方が入ってくる中で、どうしても教員のほうでは、職員室も今はパワーが落ちていると言われてはいますが、OJTはできる環境ですが、事務職員は学校の中に一人しかいない場合もある。そうすると、なかなか対応として難しい部分も出てきていると。

今まで、大磯町では研究所のほうで事務部会というのもありまして、事務職員のほうで共同で研究等は進めていたという実績はありますけれども、それだけではやっぱり弱いだろうというところが事務職員の中からも出てきて、今回この法に基づくとということで、この共同学校事務室を設置するという方向性で固まってきたというふうに認識しております。

以上です。

濱谷委員) ありがとうございます。

教育長) よろしいですか。

実際には、もう何年も前から事務連携が教育研究所の事務部会の下で行っております。そうしないと、初めて事務職になる方は、何をどうしていいかというのがなかなか難しいんですよ。実際には、ベテランの事務職員が前は2、3人いたんですけど、今は本当に1人くらいで、その人をチーフにして皆さんで研究すると。各学校に1人ずつ、もちろん学級数によって2人のときもありますけれども、基本的に1人ずつ配置されるわけなんです。ばらばらにやっても町との予算の関係もありますので、本当は一か所にまとまって、そういうところでみんなで共同で事務をやったほうが効率的じゃないかということがずっと言われて検討してきたんですけど、今回こうやってやりましょうという。もっと言えば、そういう部屋をどこかに造って、そこから必要な時は学校へ行くというよな、そういう事務室を。もう私が学校にいる頃から事務職員とずっとそういう話をしてきたんですけど、なかなか準備が大変なので、やっとならここで整ってきたかなということでございます。

よろしいでしょうか。

濱谷委員) わかりました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第18号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第18号『大磯町共同学校事務室設置規則』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

#### 【議案第19号 令和4年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について】

教育長) それでは、議題に入ります。はじめに、議案第19号『令和4年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお

願います。

書記) 議案第 19 号『令和 4 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、本文については省略いたします。令和 5 年 2 月 16 日、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 19 号『令和 4 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町教育委員会表彰規程に基づく表彰について、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、被表彰者の決定を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第 19 号『大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、ご説明いたします。

説明資料の資料 1 をご覧ください。

はじめに、第 2 条第 2 号該当の方でございます。

熊澤洋子様は、大磯町立国府小学校の学校医(内科)を 15 年にわたり務められ、その間、学校健診のみならず、ひろく児童の保健及び安全に係る取組にご尽力いただきました。

次に、第 2 条第 3 号該当の児童・生徒でございます。

大磯町教育委員会表彰規程及び文化・スポーツ優秀者(団体)表彰要綱に基づき、大磯町公立小・中学校の課外活動の一環として令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までに開催された各種大会に参加し、優秀な成績をおさめた個人及び団体の表彰対象者について、表彰選考委員会において選考された者でございます。

議案第 19 号を再度ご覧ください。

まず、②文化優秀者についてです。

国府中学校から、令和 4 年度(第 51 回)文化財保護ポスター「わたしたちの文化財」部門優秀賞の功績により、1 名を推薦いたします。

次に、③スポーツ優秀者についてです。

まず、大磯小学校から、2022 年全国共済カップ神奈川県小学生柔道大会 小学 6 年生男子 -60kg 級 第 3 位により、1 名を推薦いたします。

続いて、大磯中学校から、第 47 回関東中学校柔道大会女子 52kg 級準優勝により、1 名を推薦いたします。

さらに、大磯中学校から、第 52 回関東中学校ソフトテニス大会 男子個人戦 第 3 位により、2 名を推薦いたします。

最後に、大磯中学校から、第 56 回神奈川県中学校総合体育大会及び第 58 回神奈川県中学校ソフトテニス大会 男子団体戦優勝により、8 名を推薦いたします。

令和 4 年度の被表彰者の推薦は以上になります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 19 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 19 号『大磯町教育委員会表彰規程に基づく

被表彰者の決定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【報告事項第2号 第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。報告事項第2号『第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) それでは、報告事項第2号『第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』ご報告いたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、1番の趣旨から5番の内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、当日は学校開催ということもありましたので、非公開とさせていただきます。傍聴者はおりません、という状況の中で行いました。

協議内容として、今回は国府中学校を会場といたしましたので、国府中学校の生徒指導担当の教員より学校のいじめ防止対策等についてお話をさせていただき、それに対して委員のほうからもお話をいただいたというような形でございます。そして、最後に大磯町全体の12月末時点でのいじめの町としての認知状況や、そこでの対応、あとは、国府中学校以外の各学校の対応についても、事務局のほうから説明をさせていただいて、委員にまたご意見をいただいたというところでございます。

その協議の中で、国府中学校の担当者からいろいろ対応の話をされた中で、学校での一番の悩み、特に中学校では、やはり SNS などを通じたところでのトラブル対応、これがなかなか、学校の通常の生活の中では見えづらいので、どうしても事案を掴むのが遅くなってしまうと。ある程度起きてから対応するということになるので、やはり、加害や被害を特定することとか、その記録として残っているのかどうかとか、そういったところで苦慮しているというような話でした。教員の入れ替え、若い教員も入って、経験の浅い教員も入ってきておりますので、この法に基づくいじめの認知にやはりどうしても毎年差がある。同じ話を繰り返ししていかなくちゃいけないのではないかという話も委員のほうからも出ています。

また、委員の方々からは、国府中学校の授業の様子も見学していただいた中で、とても落ち着いて、いい雰囲気では過ごされているのではないかという褒めの言葉もありましたので、そういったいろいろないじめも含めたトラブルをピンチと捉えず、家庭からの信用を得る絶好の機会であると捉えて欲しいというようなご意見もいただいております。

次に、大磯町全体のいじめ認知状況と対応についてですけれども、こちらにつきましては、法に基づく些細なことから認知をしていくというところで、各学校でしっかり認知はできているというふうな把握はしておりますが、どの学校でも SNS の問題や認知のことに対する差があるというところ、組織的対応と言いつつも、どうしても学級担任とか一部の教員だけで対応してしまうようなケースもまだあったというような話も聞いておりますので、そういったところを委員のほうからは、組織でしっかり対応すること、経過については、被害・加害の子どもだけでなく、それぞれの保護者にもしっかりと説明をすること、情報を共有していくことで隠蔽等を疑われぬよう、きちんといじめに関しては対応してほしいというようなお話をいただいたというところでございます。

報告としての説明は以上となります。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員) SNS のトラブルですとか、写真とか噂のアップロードみたいなもの、その辺り、どのくらいの件数起こっているか、把握できていますでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 正式な数というのは、やはり出てこないと分からないというところなので、訴えがあったところに関しては学校が把握できていると思っております。

れども、今現在の、実は分かっていないというようなこともあると思います。それについては、やはり子どもたちや保護者のほうから訴えをいただかないと認知できないというところもありますので、どうしても受け身にならざるを得ないというところは、本当に苦慮しているところでございます。

トリー委員) あと、中学生もスマートフォンとか結構持っていると思うんですけど、学校の校内にいるときのそのスマホの、例えば先生に預けて下校時に戻すとか、その辺の対応というのはどうなっているんでしょうか。以前に結構、教室の中でいじっちゃっている子もいるというお話も聞いたりしたものですから、その辺をお聞かせください。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 基本的に、小学校では持ち込みは禁止というか、お願いはしていないんですけども、当然、ご家庭の事情等で持たせているというケースもありますので、そちらは個別にご相談いただいて対応しているというところでございます。

中学校については、今、委員がおっしゃったように、事前に申請制というか、届け出制になっていて、預かって返すというようなことになっていると思うんですけども、それを預けていないでそのまま持っているというパターンもあるので、それは見つかり次第、教職員側のほうで指導等、対応はしていると思うんですけども、そこも素直にちゃんと出していればそんなことはないんですけども、やっぱり今、お子さんたちも預けたりとかじゃなくて、自分でもっていたりというお子さんもいると思いますので、生徒にもしっかりとそういうところを訴えかけて、子どもたちからルールを守ると、そういうところをできる大磯の子どもになってほしいなというところで、指導は続けていきたいと思います。

トリー委員) 分かりました。ありがとうございます。

教育長) ほかにいかがでしょうか。

濱谷委員) 大磯町のいじめ防止基本方針。これは職員にはどのくらい、毎年毎年、周知をされているんでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 毎年、新採用の教員、これは臨時的任用も含めてですけど、来たら資料として配って、こういうものを町として定めている、それに合わせて、学校にも基本方針があるというところは、事務局としても研修等で周知はしています。もちろん、町の基本方針に加え、学校でも基本方針を策定していますので、年度初めのそういう会議の中で、児童・生徒の担当の教員、職員より、こういった話はちゃんと周知されているというふうに認識しているんですけども、いま職務代理が言っているところは、周知するだけじゃなくて、やっぱり中身をちゃんと理解して、そういういじめの認知に通じているのかという趣旨だと私は理解しておりますので、そこについては、まだやっぱり課題があるのかなというふうに思っていますので。毎年毎年教えているからやらなくていいだろうじゃなくて、しっかり丁寧に、事務局としても学校と協力して周知、徹底していきたいと思っています。

以上です。

濱谷委員) よろしく願いいたします。

教育長) ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

いじめ法が改正になって、カウントの仕方というのがなかなか難しいと思います。特に、大磯の場合は朝に晩にチェックすると言いが極端ですけど、毎日チェックをしているので、いじめ件数が非常に多いイメージですね。それは、多いというのは悪いことということではなくて、先生方が把握されているということです。ただ、昔と違って子どもたち同士のトラブルで、普通だったら先生が間に入ってお互いに駄目だよということで指導して本人たちは納得した。それで、普通だったら、今の法律では3か月くらいは様子をよく見なさいよということになるんですけど、それが保護者に行くと、保護者同士が何だというふうになると、また再燃してくるような、大きいじめ問題に捉えられる保護者が、保護者のほう

が本当に気にしていらっしゃるということがありますので、十分に対応しなきゃいけないというふうに考えております。

それから、先ほどトリー委員からの SNS ですが、うちのほうは小中学生ですけど、高校生では非常に多いので、全国の統計でも、普通だったら、今でいう、いじったとか、まずいことを言った、または手が出たというようなことも、もちろん一番多いんですけど、高校生は次に SNS のいじめが来ちゃうというくらい、非常に分かりづらいという現実があります。これも当然、小中学生に広がってくる大きな課題になると思いますので、学校をあげて気を付けていきたいと思います。それで、いじめについては、町長も本当に気にされていて、町をあげて取り組もうということでやっていきますので、ぜひご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

### 【報告事項第3号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について】

教育長) 次に、報告事項第3号『令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) それでは、報告事項第3号『令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について』、ご報告させていただきます。

本調査については国が毎年行っているもので、小学生では5年生、中学生では2年生の全員に毎年調査をかけているというものでございます。大体5月から7月くらいまでの間に記録を取り、その後報告したら国のほうで分析し、大体いつもスポーツの日、体育の日という頃に結果公表等をしていたんですけども、今年度については少しずれてきておりますので、この時期の結果報告ということになっております。

資料を1枚おめくりいただきまして、横で見てくださいんですけども、こちらが今回の大磯町の結果ということになります。

それで、身長とか体重の隣に括弧で書いている数値があるんですけども、こちらは「T得点」という言い方をしています。単位や標準偏差が異なる調査結果を比較するために、全国平均値を50と換算した相対的位置を示したものであるということになりますので、50が一般的に国の平均で、それに対してそれより上回っていれば、まあまあ大磯の子どもたちは、というような言い方になるし、下回っていれば、全国と比べて、少しそういうところが弱いのかなというような、単純な数値の見方ですけども、それを踏まえてこの後お話をしていきたい、というふうに思います。

体格に関してはそこに書いてあるとおりで、男女ともに小学生は平均並み、中学生については、むしろやや下回っているというような状況もありますけど、一般的にこの程度は偏差の範囲だと我々は認識しております。

2ページにいきまして、実技の部分でございます。これは、いわゆる新体力テストというような項目に従って結果を出しているところになります。小学生では、男女ともに全国の平均値を上回る結果となっております。特に、男子は「長座体前屈」と「立ち幅跳び」で平均を大きく上回ったんですけども、「反復横跳び」は下回るということになりました。女子につきましては、「握力」と「長座体前屈」で平均を大きく上回っておりますが、「20mシャトルラン」は下回ったというようなところになっております。

次に、中学生でも男女ともに全国の平均値を上回る結果となっております。特に男子は、持久走。これは、学校で「持久走」と「20mシャトルラン」を両方やっている学校はそのような形で結果として出しているんですけども、あと「立ち幅跳び」で平均を大きく上回っております。ただし、「50m走」については下回ったところ。女子は、全ての種目で平均値を上回っている、特に「握力」「上体起こし」「持久走」「立ち幅とび」

については、大きく上回っているということになります。男女ともに、小学校の5年生のときの記録もありましたので、ちょっと並べて見ていたんですけれども、比較して全体的な総合評価の分布が良好なほうへ改善されているというところでございます。

もちろん、これはスポーツテストですので、記録の取り方も、教員だけでなく、生徒がやっている場合もありますので、必ずしもきちんとした測定ができているのかどうかというあたりは、少し正確さに欠ける部分はあるかもしれませんが、今回このような結果になってよかったかなというふうに思っております。

次に、4ページの3、児童（生徒）質問紙について、特記すべき内容のみ抜粋をしたというところでございます。中学生の括弧については、これはT得点ではなく、小学校時代に回答した割合をちょっと並べてみたというところでございます。

運動が好きというところでは、やはり小学生のときには高いんですけども、中学生くらいになるとやや好きとか、好きというあたりが減ってくるというところとあれですけど、好きというふうにははっきり言えない、楽しいというふうにははっきり言うという子どもが割合的には低くなっていく。この辺は授業の中でも課題ですし、町としてもスポーツに取り組むお子さんをどのように育てていくかというところも一緒に考えていきたいというふうに思っております。

最後の5ページについては、「できないことができるようになったきっかけ」ということで、これはいわゆる教科の授業と似ている部分だと思うんですけども、項目によってばらつきがあるけれども、やはり一人でやるということも大事です。個別の最適な学びとしていろいろ自分で考えるということも大事ですけども、やはり授業中にコツを教えてもらうとか、友達のまねをするとか、そういったところで動きや動作を学ぶということもありますので、やはりスポーツは、自分一人でやるというものと、仲間と一緒に高め合っていく、そういったところが必要で、こんなところを授業の中でも今後、小学校・中学校、気にしながら、子どもたちの体力、運動能力の向上に努めていきたいというふうに思っております。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>

教育長) 末續委員、何かございませんか。体力・運動能力で気になるところ、色々あると思うんですが。

末續委員) なんか、制度がちょっとどうなんだろうなと思ったので。

トリー委員) 今年度だけじゃなくて、例えば10年前がどうだったかとかいうのが載っていると、最近の傾向とかが分ったりして、なおいのかなとちょっと思いました。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) データは事務局のほうでも持っておりますので、今後そういうのも並べて、学校のほうに資料等を提供できればというふうに思います。ありがとうございます。

教育長) 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

学力でもそうですけども、体力も、これを見て、じゃあ指導にどう生かすかというところが一番大事なところなので、結果がいいとか、悪いとかではありません。今後、トリー委員さんがおっしゃったようなものも含めて考えながら、学校での指導に生かすということにならしていきたいというふうに思います。

教育長) よろしいでしょうか。

#### 【報告事項第4号 令和4年度文化財消防訓練の実施結果について】

教育長) 次に、報告事項第4号『令和4年度文化財消防訓練の実施結果について』、事務局

より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第4号『令和4年度文化財消防訓練の実施結果について』、ご説明いたします。

裏面をご覧ください。

大磯町では、平成21年3月の旧吉田茂邸の消失を契機に、毎年、文化財消防訓練を実施し、貴重な文化財の防火を火災等の災害から守り、関係者はもとより、地域住民に文化財愛護に関する意識の普及と防火・防災意識を高めることを目的として実施いたしました。

訓練は、令和5年1月21日の土曜日に、大磯地区にあります日本基督教団大磯教会において、教会関係者をはじめ、消防本部、消防署、消防団本部及び消防団の協力を得て行いました。

当日は、関係者及び報道を含め、39人の参加者がありました。

詳細については、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

1月26日が法隆寺の金堂の壁画が焼失したということで、国をあげて文化財防火デーとなっています。町としてもその近辺のときに必ずこういうのを毎年やらせていただいております。大磯町も文化財はたくさんありますので、次々と移りながらやってきているんですが、ほぼ目ぼしいところは回ってきております。また続けて意識の高揚というか、皆さんの注意を喚起しながら進めていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

#### 【議案第20号 県費負担教職員の任免に係る内申について】

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。

議案第20号『県費負担教職員の任免に係る内申について』が人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、審議については、秘密会としたいと思います、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第20号の審議については、秘密会といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、議案第20号『県費負担教職員の任免に係る内申について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

#### 【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、3月23日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4回第1会議室で開催予定です。3月は、午後からの訪問はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和4年度大磯町教育委員会第11回定例会を閉会い

たします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和5年3月23日

教 育 長            熊 澤 久

---

教育長職務代理者            濱 谷 海 八

---

委                    員            末 續 慎 吾

---

委                    員            トーリー 二 葉

---

委                    員            曾 田 成 則

---